

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第5条の規定に基づき、次のとおり  
公告します。

平成25年10月21日

京都市長 門川 大作

## 1 競争入札に付する事項

本件は、下記(1)ア及びイの委託業務について、一括して入札し、契約しようとするものである。

### (1) 委託件名

ア 3・4・180八条通他詳細設計業務委託

イ 京都駅南口駅前広場整備工事設計業務委託

ただし、道路内建築物等設計業務委託

### (2) 履行場所(対象)

ア 3・4・180八条通他 京都市下京区東塩小路高倉町他地内

イ 京都市下京区東塩小路高倉町他地内

### (3) 業務概要

ア 委託延長 850メートル

道路詳細設計：850メートル，交差点詳細設計：4箇所

駅前広場詳細設計：13,100平方メートル，拠点広場設計：一式

地下横断歩道等詳細設計：一式

イ 対象となる施設用途

拠点広場，サンクンガーデン，バス停，タクシープール等

建築物等の延べ面積

約3,700平方メートル

建築物等の主要構造及び階数

上屋：鉄骨造平屋建て，エレベーター棟：鉄筋コンクリート造2階建て

管理棟・トイレ：鉄筋コンクリート造平屋建て

### (4) 履行期間

ア 契約の日から平成26年3月14日まで

イ 契約の日から平成26年3月14日まで

(5) 支払条件

1 (1)ア及びイ共に、前金払は請負代金の3割を超えない範囲内で支払うこととし、部分払はなしとする。

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、4のとおり入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有すると認められた者を本件入札参加資格有資格者（以下「当該有資格者」という。）とする。

(2) 上記(1)の確認結果は、4(4)のとおり通知する。

(3) 当該有資格者は、次のア又はイの方法により、当該委託に係る設計図書等を入手し、積算のうえ、入札を行う。

ア 下記(5)アに該当し、4(1)に記載の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）等の書類を4(3)中段に記載のインターネットを利用して提出した者は、京都市電子入札システムによりインターネットを利用して設計図書等をダウンロードすることにより入手すること。

なお、上記の者であっても設計図書等を購入することができるものとするが、この場合、参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

イ 下記(5)イに該当し、4(1)に記載の申請書等を4(3)前段に記載の持参により提出した者は、参加資格確認通知時に当該有資格者に交付する複写承認書により設計図書等を購入すること。

(4) 本件入札は、総合評価方式により行う。その概要は5において示す。

なお、詳細については、「3・4・180八条通他詳細設計業務委託、京都駅南口駅前広場整備工事設計業務委託 ただし、道路内建築物等設計業務委託 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）において示す。

「設計書（設計内訳書に限る）」及び「落札者決定基準」については、京都市建設局建設企画部監理検査課のホームページからダウンロードにより入手すること。

ホームページのアドレス

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>)

(5) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行う。ただし、総合評価に係る技術

資料等については、5(1)アの提出期限までに、4(2)ア(ア)の場所へ持参し、提出することとする。

京都市電子入札システムによる入札は、次のア又はイのいずれかの方法による。

ア 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したICカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一人のもの又は受任者がいる場合には受任者のもので、かつ落札決定の日時までの間において有効であるものに限る。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「インターネット利用者」という。）。

イ 入札端末機利用者カード（京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第6条第4項に規定する入札端末機利用者カードをいう。）の交付を受けている者が、京都市行財政局財政部契約課（以下「契約課」という。）に設置する入札端末機（規則第6条第2項に規定する入札端末機をいう。以下同じ。）を使用することにより入札データを送信する（以下この方法により入札する者を「端末機利用者」という。）。

### 3 入札参加資格に関する事項

本件入札の一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出する日において、現に京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿に登載されている者であって、同日（(8)にあつては、申請書提出の日から競争入札参加資格確認の日までの間）において、次に掲げる全ての条件を満たす者

- (1) 本市の「競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）」に登録されていること。
- (2) 建設コンサルタント登録規程に規定する登録部門のうち、「都市計画及び地方計画部門」に登録していること。
- (3) 建築士法に規定する「一級建築士事務所」に登録していること。
- (4) 1(1)アにおいては、以下の要件を満たす者を技術者として配置すること。ただし、それぞれを兼務することはできない。

ア 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「都市計画及び地方計画」に係る技術士の資格を取得している者を、管理技術者として配置し得ること。

イ 技術士法施行規則に規定する技術部門のうち、「建設部門」の選択科目において「鋼構造及びコンクリート」、「道路」又は「施工計画、施工設備及び積算」のいずれかに係る技術士の資格を取得している者を少なくとも一人を、担当技術者として配置し得ること。

(5) 1(1)イにおいては、以下の要件を満たす者を技術者として配置すること。ただし、それぞれを兼務することはできない。

ア 一級建築士資格取得後5年以上の実務経験を有する者を管理技術者として配置し得ること。

イ 以下の要件のいずれかを満たす者を担当技術者として配置し得ること。

(ア) 一級建築士資格取得後2年以上の実務経験を有する者

(イ) 二級建築士資格取得後7年以上の実務経験を有する者。

(ウ) 大学（建築に関する専門課程）卒業後7年以上の実務経験を有する者。

(6) 配置予定の技術者については、常勤の自社社員であり、かつ開札日において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。また、落札後において、実際に配置する技術者の変更は認められない。

(7) 一つの契約において、次のア～ウの全ての要件を満たす委託業務を履行した実績があること。

ア 国又は地方公共団体が発注したものであること。

イ 平成10年度以降に元請として受注し履行済みであること。

ウ 4,000平方メートル以上の鉄道駅前広場の詳細設計業務であること。

(8) 京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止措置を受けていないこと。

(9) 会社関係の参加制限

本件入札に参加しようとする者が、次の各号のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの一者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号及び会社法施行規則第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前各号と同視し得る資本関係又は人的関係にあると認められる場合

4 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次の書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 建設コンサルタント登録通知書の写し、及び建築士事務所登録通知書の写し又は建築士事務所登録証明書の写し。

3(2)及び3(3)に示す要件を証するもの

ウ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(4)～(6)の技術者を記載し、その者の技術士資格、建築士資格及び雇用関係を証明し得る書類（健康保険証等）の写しを添付すること。

エ 履行実績調書（用紙交付）

3(7)に示す履行実績を記載し、それを証明し得る契約書、仕様書等の写しを添付すること。

(2) 申請書等の交付期間及び交付場所

## ア 書面による交付

### (ア) 場所

〒604 - 8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市行財政局財政部契約課工事契約担当

(電話075 - 222 - 3313)

### (イ) 期間

公告の日から平成25年10月31日(木)正午まで。ただし、京都市の休日  
を定める条例に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。

なお、申請書等の交付を行う時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、正  
午から午後1時までを除く。)とする。

## イ インターネットからのダウンロード

契約課のホームページに、4(2)ア(イ)の期間終了まで、入札公告及び申請書等様  
式を掲示するので、インターネットからダウンロードする者は、A4判の帳票とし  
て印刷し使用すること。

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/rizai/chodo/>

### (3) 申請書等の提出方法

端末機利用者は、4(2)アの場所及び期間内に、4(1)アからエまでに掲げる書類を持  
参し提出すること。

インターネット利用者は、4(2)ア(イ)の期間内に、京都市電子入札システムの本体  
に係る一般競争入札参加資格確認申請書(以下「電子入札システムの申請書」とい  
う。)に必要事項を入力の上、4(1)アからエまでに掲げる書類を、ワード、エク  
セル(Office2007で扱えること。)又はPDFファイル(Adobe Reader8.0で扱え  
ること。以下同じ。)にして添付(容量は合計で1メガバイト以内)し、京都市電  
子入札システムに送信すること。

申請書等の受付時間は、午前9時から午後5時まで(ただし、申請書等を持参する  
者は、正午から午後1時までを除く。)とする。

### (4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、次のとおり通知する。

なお、入札参加資格を有すると確認した旨の通知があった者は、京都市電子入札

システムにより，設計図書等をダウンロードすることができる。（ただし，端末機利用者は，4(2)ア(ア)の場所で，速やかに本件の設計図書等の複写承認申請書の交付を受けると共に，本市の指定する印刷所で，本市の指定する期間内に設計図書等の写し（有料）を入手すること。）

ア インターネット利用者の場合

入札参加資格の確認結果を電子入札システムにより確認するよう，電子メールを送信する。

イ 端末機利用者の場合

電話により通知する。

ウ 通知予定期日

平成25年11月6日（水）

エ 入札参加資格を有しないと認めた者に対する書面による理由説明

本件入札参加資格確認において入札参加資格を有しないと認めた旨の通知を受けた者は，その理由について書面による説明を求める場合は，平成25年11月11日（月）午後5時までに，その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し，提出すること。

5 総合評価の手続

総合評価は，次の手続により行う。

(1) 技術資料等の提出

必要事項等について記載漏れのない技術資料等を提出すること。

なお，提出期限及び提出場所は次のとおりとする。

ア 提出期限 平成25年11月20日（水）午後5時まで

イ 提出場所 4(2)ア(ア)に同じ。

(2) ヒアリングの実施

配置する予定の技術者に対して，提出された技術資料の内容に関するヒアリング（以下「ヒアリング」という。）を実施することがある。ヒアリングを実施する場合は，別途通知する。

なお，ヒアリングに特別な理由なく応じなかった場合は，入札参加資格を取り消すものとする。

(3) 技術資料の評価

落札者決定基準に定めるところにより総合的に評価する。

## 6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認められた者が、落札決定までの間に、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、市長は4(4)の通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとする。

- (1) 規則第2条第1項の規定により定めた一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 3に規定する本件入札に参加する者に必要な資格を喪失したとき。
- (3) 要綱第29条第1項の規定により定めた競争入札参加停止措置を受けたとき。
- (4) 5(1)に示す技術資料について、落札者決定基準に示す欠格事項に該当するときのほか、提出期限までに必要事項等について記載漏れのないものを提出しなかったとき。

なお、技術資料を提出しない場合には、参加資格の取消しと併せて無断欠席扱いとし、競争入札への参加停止措置を行う。

- (5) その他市長が特に入札に参加させることが不相当であると認めたとき。

## 7 入札方法等

### (1) 技術資料の取扱い

技術資料による技術提案については、設計変更の対象としない。

- (2) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行うので、2(5)の方法により入札すること。

- (3) インターネット利用者は、電子入札システムの申請書を送信しようとする日の前日までに京都市電子入札システムの利用者登録を行っていないなければならない。

また、所定の期日までに利用者登録したインターネット利用者であっても、4(2)ア(イ)の期限までに電子入札システムの申請書を送信しなかった者はインターネットを利用して入札データを送信することはできない。この場合において、その者(4(2)アの場所及び期間内に4(1)の書類を別途提出し、入札参加資格があると認められた者に限る。)が入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機の一時的な使用の申請を行ったときは、入札端末機を使用して入札データを送信することができる(入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、あらかじめ入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発行を受けておくこと。)

- (4) 端末機利用者が、入札端末機利用者カードの発行を受けていないときは、入札期間の終了の1時間前までに、入札端末機利用者カードの発行を申請し、同カードの発



行を受け入札すること。

- (5) 入札を行う者は、次のア又はイの方法により、入札書を提出しなければならない。

ア インターネット利用者の場合

入札データを送信する際、入札書に会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載したうえ、ワード、エクセル又はPDFファイルにして添付（容量は1メガバイト以内）すること。

イ 端末機利用者の場合

入札書に会社の商号又は名称、代表者の役職及び氏名を記載し、登録印を押印したうえで、表面に業務件名及び履行場所、会社の商号又は名称を記載した封筒に封入、封かんし、入札期間中に4(2)ア(ア)の場所に持参すること。

- (6) 落札価格は、入札金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入力すること。

- (7) 入札者は、送信した入札金額の訂正又は撤回をすることはできない。

- (8) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者以上であるときは、その者の商号（法人にあっては名称）、予定価格及び最低制限価格を入札の前に公表する。

- (9) 本件入札において、3の参加資格があると認められた者が二者に満たないときは、規則第12条第2項に基づき本件入札を取り消す。

## 8 入札期間、開札日時及び落札者の決定等

### (1) 入札期間

平成25年11月27日（水）、28日（木）及び29日（金）の午前9時から午後5時まで。ただし、端末機利用者は正午から午後1時までを除く。

### (2) 開札日時

平成25年12月2日（月）午前10時00分から

### (3) 落札者の決定

技術資料の内容の評価による技術評価点（60点満点）と入札金額に応じて配点する価格評価点（価格評価点 = 30点 × (1 - 入札価格 / 予定価格)）の合計を評価

値とし、評価値が最も高い者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者の評価内容によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、その者の次に評価値が高い者を落札者とすることがある。

なお、最も高い評価値を得た者が二者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。

#### (4) 落札者に対する通知

落札者に対しては、落札者決定の日（ただし、休日を除く。）に、以下のとおり通知する。

##### ア 落札者がインターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

##### イ 落札者が端末機利用者である場合

電話により通知する。

#### (5) 落札者以外の入札参加者に対する通知

##### ア インターネット利用者である場合

落札結果を電子入札システムにより確認するよう、電子メールを送信する。

##### イ 端末機利用者である場合

落札決定の日の翌日から3開庁日の午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）の期間に、来庁時の口頭又は電話による問合せがあった場合に限り、口頭により通知する。ただし、上記期間内に、書面による通知を請求する旨の書面による請求があった場合には、書面による通知を行う。

##### ウ 落札者以外の入札参加者に対する書面による理由説明

落札者以外の入札参加者は、落札者とならなかった理由について書面による説明を求める場合は、落札決定の日の翌日から3開庁日の期間に、その旨を記載した書面を4(2)ア(ア)の場所まで持参し提出すること。

#### (6) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、落札決定の日の翌日（ただし、休日を除く。）午後1時から4(2)ア(ア)の場所で閲覧に供し、併せて契約課のホームページにおいて公表する。

## 9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金  
免除する。

(2) 契約保証金  
免除する。

## 10 入札の無効

規則第6条の2各号(第3号を除く。)に該当する入札,虚偽の申請により競争入札参加資格があると認められた者が行った入札及び予定価格を上回る価格の入札は無効とする。

## 11 その他

(1) 本件入札は,政府調達に関する協定の適用を受けない。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は,日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 本公告に関する問合せ先 4(2)ア(ア)に同じ。

(5) 設計図書の内容や積算に関する質問は禁止する。

(6) 公正な競争を確保するため,本件入札において互いに競争相手であった落札者(以下「契約者」という。)と落札者以外の者(以下「非落札者」という。)とが次に掲げる事項を行うことを禁止する。

ア 契約者が,非落札者に本件業務を委託すること。

イ 非落札者が,契約者から本件業務を受託すること(契約者と直接契約を締結しない場合を含む。)

(行財政局財政部契約課)